

保育士の配置基準及び処遇の改善等を求める意見書（案）

近年、少子化が進む一方で、共働き世帯の増加等によって、保育の需要は高まっており、子どもの健やかな成長を支えるための質の高い保育サービスの提供が求められている。

一昨年、昨年と送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなるという大変痛ましい事故が立て続けに発生したほか、慢性的な保育士の人材不足等による保育現場の課題が顕在化するなど、保育現場における子どもの命と安全を守る対策は急務となっている。

保育所における保育士の人数は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において都道府県が従うべき基準として国が定めているが、同基準では、子どもに対する保育士が少なく、子どもへの柔軟な対応及び安全な保育の確保に際して、保育現場は大変苦慮している状況である。特に、4、5歳児 30人に対し保育士 1人という配置基準が 75 年前の制定当初から一度も変わらない現状は一刻の猶予なく、改善すべきである。

加えて、保育士はその賃金の低さも相まって、離職率が高く、保育人材の確保及び定着は保育現場の喫緊の課題である。

よって、国においては、質の高い保育サービスの提供及び保育の担い手の確保のため、保育士の配置基準の改善を図るとともに、地方の負担を増やすことなく、保育士の公民給与格差の是正も含め、保育士の賃金水準の引き上げなど更なる処遇改善を図ることを強く要望する。

右、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

宮城県議会議長 菊 地 恵 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策)

} あて